

山梨県公報

第二千八百一十一号

平成三十年

七月三十日

月 曜 日

目次

公 告

○公共測量の実施(二件)……………四〇一

公 告

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(水準測量)
- 二 測量の地域 甲府市の一部、中央市の一部、西八代郡市川三郷町の一部及び南巨摩郡富士川町の一部
- 三 測量の期間 平成三十年七月十日から平成三十一年二月二十八日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により大月市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年七月三十日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量(道路三次元データ計測)
- 二 測量の地域 大月市の一部
- 三 測量の期間 平成三十年七月十七日から平成三十一年三月三十一日まで

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番